

第154回：税務調査で認定された売上漏れ

本来、会社の収入とすべきものを税務申告していないことが税務調査で発覚すると売上の計上もれと認定されることとなります。今回のトピックスでは実際に、税務調査で売上の計上もれと認定された事例をいくつかご紹介致します。

【事例1】

飲食店を経営する株式会社Aの税務調査において、税務署が社長の個人口座の入出金を調べたところ、ビールメーカーとの専売契約に基づく販売奨励金(専売料)の入金が確認され、会社の売上として計上されていなかった。

【事例2】

株式会社Bの税務調査において、税務署が社長の個人口座の入出金を調べたところ、自動販売機ベンダーとみられる業者からの入金が毎月確認された。その業者に問い合わせたところ、会社の敷地内(入口)に設置してあった自動販売機の設置料であり、会社名義での契約であった。

【事例3】

金属製造業を経営する株式会社Cの税務調査において、税務署はスクラップ回収について着目して調査したところ、スクラップ収入の計上漏れが発覚した。工場に来るスクラップ回収業者から、回収代金として現金で受け取っており、これを社長が私用として受け取っていた。

【事例4】

株式会社Dの税務調査において、社長が個人でネット販売を行っており、社長の個人口座の入出金を調べた。入金について確認すると、売上代金が複数入金されており、その商品については会社で仕入れた商品であることが判明した。

【事例5】

建設業を経営する株式会社Eの税務調査において、請負元に対するリベートの穴埋めとして、協力関係会社の架空の請求書にて計上していたが、売上計上漏れとみなされた。

■税務調査の結果

実際、税務調査で上記のように認定された場合、どのような処理になり追加の税金はどの程度になるのでしょうか。

◇修正申告について

漏れていた売上(税抜)を計上し、同額(税込)を役員賞与として認定されます。

◇納税について

売上の計上については法人税、消費税及び法人地方税、役員賞与については所得税が課せられます。他にも重加算税や納付期間に応じて延滞税が発生することになります。

それらの入金が会社の口座ではなく社長の個人口座であったり、現金で受け取った場合であれば発覚しないと思われる方も多いかと思えます。しかし、税務署は会社名義の口座や社長名義の口座の入出金記録を調べる権限を有しており、取引の流れも詳細に確認するため、調査の際に発覚する可能性は高いです。

また発覚した場合は通常の税金の他に重加算税の対象にもなりますので、本来なら不必要な税負担が増えてしまいますのでご注意ください。

ご不明点等やご質問がございましたら、お気軽に当事務所までご相談お待ちしております！